

企業再生支援機構の設立

－ 地域経済の活性化を目指して －

内閣府 政策統括官(経済財政運営担当)付 地域・企業担当参事官 片桐 一幸

1 企業再生支援機構の概要

有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の再生支援を通じて、地域における総合的な経済力の向上と地域経済の再建を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化を図るため、「株式会社企業再生支援機構法」に基づく組織として、企業再生支援機構（以下「機構」という。機構 HP (<http://www.etic-j.co.jp>)）が、主務大臣の認可を得て設立され、この10月16日に業務開始の運びとなった。

機構は、政府保証等の国の支援を受けて公正・中立な立場から事業再生に取り組むものであり、主務大臣（内閣総理大臣，総務大臣，財務大臣，経済産業大臣）の認可を得て、全国に1つを限って設立されたものである。また、機構の業務執行の公正・中立性及び適正性を担保するため、再生支援の実務を行う者らとは別の専門家等によって構成される企業再生支援委員会が設置され、再生支援の決定は、主務大臣が告示で定める支援基準に従って、企業再生支援委員会が行うこととなっている。

機構は、地域経済の立直しに向けて5年間に限り集中的に事業を実施することとしており、設立から原則2年までに支援決定（やむを得ず2年以内で支援決定ができない場合として、あらかじめ主務大臣が認可を与えたケースなど、案件によっては2年半までに支援決定）、3年以内に支援完了することとしている。

機構が行う再生支援の業務としては、中立・公正な立場で、支援対象企業の資産等の査定（デューデリジェンス）や事業や財務を再構築する「事業再生計画」の策定を支援するほか、債権者等の利害関係者の調整、債権の買取りを行い、支援対象企業に対して資金・人材面を含めた様々な支援を行うものである。

機構の資金調達に係る政府保証枠としては、平成21年度予算で1兆6000億円が確保されている。

2 機構による再生支援業務

(1) 機構による再生支援業務の流れ

機構の事業再生業務の流れは、基本的に産業再生機構（我が国の産業の再生を図るとともに、不良債権処理の促進による信用秩序の維持を図るために設立され、4年の活動を経て平成19年3月に解散）と同様のものとなると考えられる。機構における基本的な再生支援業務の流れは、以下のとおりである。

ア 事前相談・プレデューデリジェンス

過大な債務を負っている事業者であって、債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとする事業者は、原則として、メイン行等の主要支援者を伴い、機構に事業再生支援の可能性について事前相談する。

機構は、事前相談を受けた時点で、事業者や主要支援者らと秘密保持契約を締結した上で、事業者や主要支援者から提供を受ける財務諸表、事業概況等の資料や、経営者等からの聴き取り調査等を基に、この案件についての事業再生の見通しを立て（プレデューデリジェンス）、本格的な準備作業に進むかどうか判断する。

イ 資産等の査定（デューデリジェンス）・事業再生計画の策定

機構による支援の可能性があると判断した場合は、機構は、アウトソーシング先を選定して、財務、法務、事業等、必要と考えられる資産等の査定（デューデリジェンス）を実施する。その結果に基づき、企業価値を評価した上で、機構、事業者、主要支援者等が協力し、事業再生計画を策定する。

ウ 事業者による支援申込み

機構の内部検討を踏まえて支援決定が可能な状態に到達したと判断されると、事業者から事業再生計画書とともに再生支援の申込書が正式に提出される。

エ 支援決定

機構は、支援申込みがあったときは、遅滞なく、主務大臣が告示で定める支援基準に従って、企業再生支援委員会の議決を経て、再生支援するかどうかを決定する。

支援決定後、機構は、直ちに非メイン行に対して債権者集会の案内を行う。また、機構は、対象事業者の関係金融機関等（事業再生計画のために協力を求める必要があると認められる債権者金融機関）に対して、支援決定から3ヶ月以内で機構が定める期間（買取り申込み期間）に対象事業者に対するすべての債権につき、①債権の買取り申込みをするか、②事業再生計画に基づいて債権放棄した上で引き続き債権保有するか選択するように求める。

さらに、機構は、債権者の回収等の権利行使で事業再生が困難となるおそれがあると認められるときは、すべての関係金融機関等に、買取り申込み期間中の回収等停止要請を行う。

支援決定を行った事業者に対しては、機構は新たな融資を行うことができる。

なお、支援決定に当たっては、原則として、対象事業者の名称や決定の概要を公表する。ただし、事業者からの依頼があれば、支援決定に係る公表を買取り決定の公表時まで延期することができる。

オ 債権者会議の開催と債権者間調整

債権者会議において、機構は、事業再生計画の内容など必要事項の説明、非メイン行らに対する金融支援への協力要請を行う。

事業再生計画に同意しない債権者が残る場合など、事業再生計画の実施が困難になると見込まれる状況が発生した場合には、機構は、支援撤回の手続をとる。

カ 債権買取等の決定

機構は、買取り申込み期間が満了するか、すべての関係金融機関等から買取り申込み等があり、かつ、買取り申込み等があった債権額が事業の再生に必要な額（必要債権額）を満たす場合、要するに、必要な非メイン行からの再生計画への同意が得られた場合、事業再生計画を勘案した適正な時価を上回らない額で、債権買取等の決定を行う。前記の回収等停止要請に反した金融機関から買取り申込みがあっても、買取り決定はできない。買取り決定が行われると、機構による債権買取及び債権放棄が実施される。

買取等の決定後は、企業再生支援委員会の議決を経て、機構の事業者へ出資することも可能になる。

キ 事業再生計画の実行

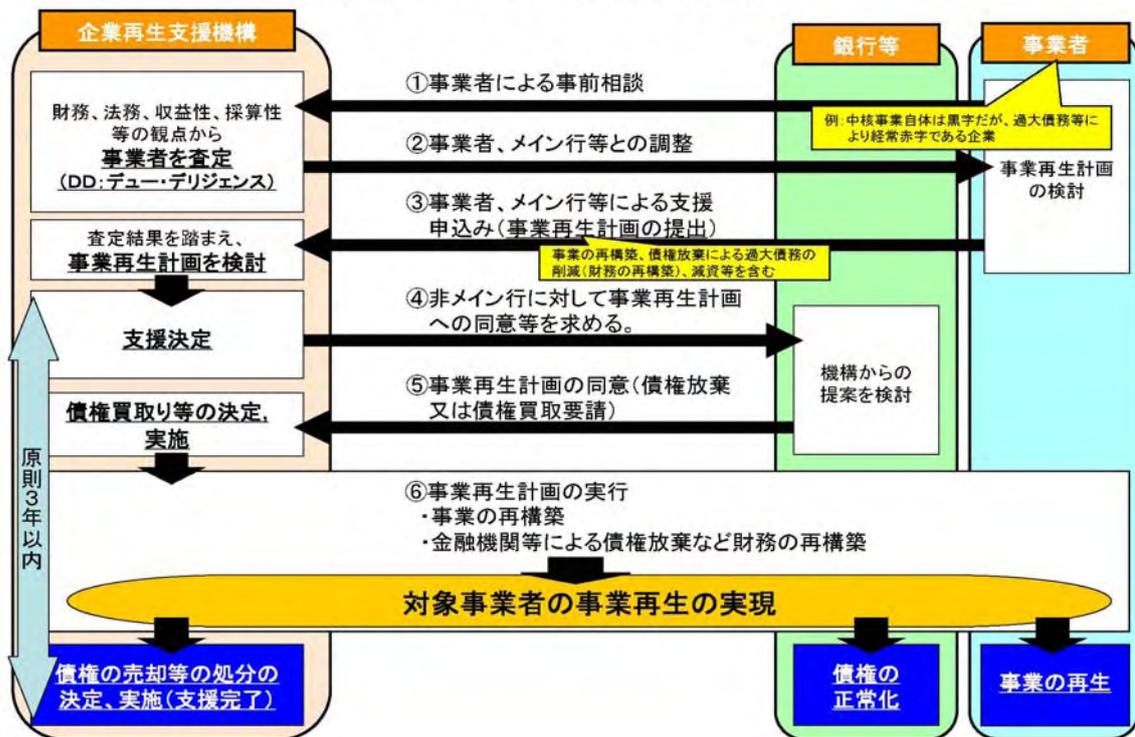
買取り決定後、財務リストラとともに、事業再生面でも、機構職員を対象事業者の役員、職員等として派遣するなど、機構が関与する形で事業再生計画が実施されることとなる。

なお、事業再生のため金融機関による債権放棄を求める場合など、金融機関側の負担に見合う経営責任を事業者が問われるのが原則である。ただし、当該企業の経営者の存在が再生に必要である場合などもあり、実際の経営責任の問い方は、ケースバイケースで判断されるものと考えられる。

ク 債権譲渡等の処分決定

対象企業の事業再生が果たされた場合、機構は、対象の債権譲渡（売却）等を行い、再生支援を完了する。

事業再生業務の流れ



(2) 企業再生支援委員会

機構は、政府保証等の国の支援を受けて公正・中立な立場から事業再生に取り組む株式会社であり、業務執行の公正・中立性及び適正性を厳格に担保することが求められる。このため、前記の支援決定、債権買取等の決定、出資決定、債権譲渡等の処分決定といった、機構の業務執行に関する重要事項の最終的な判断は、再生支援の実務を行う者らとは別の専門家等によって構成される企業再生支援委員会によって判断される。

企業再生支援委員会は、取締役である3人以上7人以内の委員によって構成される。委員の過半は業務執行権限を有しない社外取締役である。他方、委員会の決定が再生支援の実務から乖離したものとならないよう、代表取締役1人以上は含むものとされている。

さらに、個別の事案について、特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

機構が支援決定する際には、予め主務大臣にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。また、事業所轄大臣等は、過剰供給構造になっているなど、当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があるときには、意見を述べることになる。

3 機構の支援対象企業

(1) 対象企業規模・業種・地域

機構の支援対象としては、第三セクター¹と地方公社（地方住宅供給公社，地方道路公社及び土地開発公社）は除かれるが、これ以外に、企業規模、業種、地域等について制限はない。

対象企業の規模については、機構は、従来の事業再生の制度・施策が手薄であった中堅企業を対象とする事業再生支援の分野をカバーするものであるが、機構の支援対象はこのような中堅企業に限られるもの

¹支援対象から除かれる第三セクターは、①国又は地方公共団体が資本金等の25%以上を出資している法人（国又は地方公共団体が25%以上の議決権を保有しない株式会社を除く。）、②役員に占める地方公共団体からの派遣職員等の割合が1/2超である法人、③国又は地方公共団体からの委託費、補助金などその収入の2/3以上の法人、④国又は地方公共団体が、その子法人等と合わせて25%以上の出資（株式会社の場合は議決権）を保有する法人、である。

ではなく、有用な経営資源を有する事業者であれば、企業規模を問わず、広く大企業から個人事業者を含む中小事業者まで、対象となるものである。

「地域経済の活性化」という機構の目標についても、この「地域」という言葉には、首都圏や大阪圏などの都市圏も含まれるものであり、何か特定の地域や区域が除かれるというものでもない。

(2) 支援基準

前記 2 (1) エで述べたとおり、機構は、支援申込みがあったときは、遅滞なく、主務大臣が告示で定める支援基準に従って、企業再生支援委員会の議決を経て、再生支援するかどうかを決定する。支援基準においては、支援決定に当たっては、以下の全ての要件を満たす必要があるとされている。

- 有用な経営資源を有していること
- 過大な債務を負っていること
- 申込みに当たり、以下のいずれかを満たすこと
 - ・ 主要支援者との連名による申込みである
 - ・ 事業再生に必要な投融資等を受けられる見込みがある、若しくは、主要債権者から事業再生計画への同意が得られる見込みがあること
- 3年以内に「生産性向上基準」²及び「財務健全化基準」³を満たすことが見込まれること
- 債権買取り又は出資を行う場合、支援決定から3年以内に当該債権又は株式等の処分が可能であること
- 出資を行う場合、必要性、ガバナンス発揮、スポンサー等の協調投資の見込み、回収の見込み等を満たすこと
- 労働組合等と話し合いを行うこと

4 機構による事業再生の特徴

(1) 機構を活用するメリット

ア 関係者間の債務調整等の利害調整の円滑化

国が関与して設立された中立・公正な機関である機構が、厳格な資産査定を行い、事業者の再生に取り組むことにより、債権放棄等について金融機関との利害調整が円滑化する。また、機構と国や地方自治体との連携・協力が図られるほか、政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる法人は、機構が買取り申込み等を行うよう求めた場合はこれに応じるように努めなければならないとされており、これらの関係者との利害調整も行いやすくなる。

さらに、金融機関等の事業者に対する債権の買取りを行うことで、債権者の数を減らし、事業再生計画実施に際しての利害調整を容易にすることができる。

イ 投融資等の資金支援

機構は投資ファンドの機能を有し、金融機関やファンド、スポンサー等と連携して、事業者に対して債権買取りや出融資により、事業に必要な資金を提供することができる。

ウ プロフェッショナル人材の派遣等による経営改善指導

地方の枠を超えた全国レベルで優れた経営人材の確保が可能であり、機構に集結したこのような事業の専門家等による適切な事業再生の処方箋を提示することができる。そうして、案件に応じて、プロフェッショナルな経営人材を支援対象企業に派遣して経営についての助言・指導を行うことが可能である。

² 「生産性向上基準」：以下のいずれかを満たすことが必要。

- ・ 自己資本当期純利益率が2%ポイント以上向上、・有形固定資産回転率が5%以上向上、・従業員1人当たり付加価値額が6%以上向上、
- ・ 上記に相当する生産性の向上を示す他の指標の改善

³ 「財務健全化基準」：以下のいずれも満たすことが必要。

- ・ 有利子負債のキャッシュフローに対する比率が10倍以内、・経常収入が経常支出を上回ること

さらに、全国レベルで最適なスポンサーを探すなどの支援を行うこともできる。

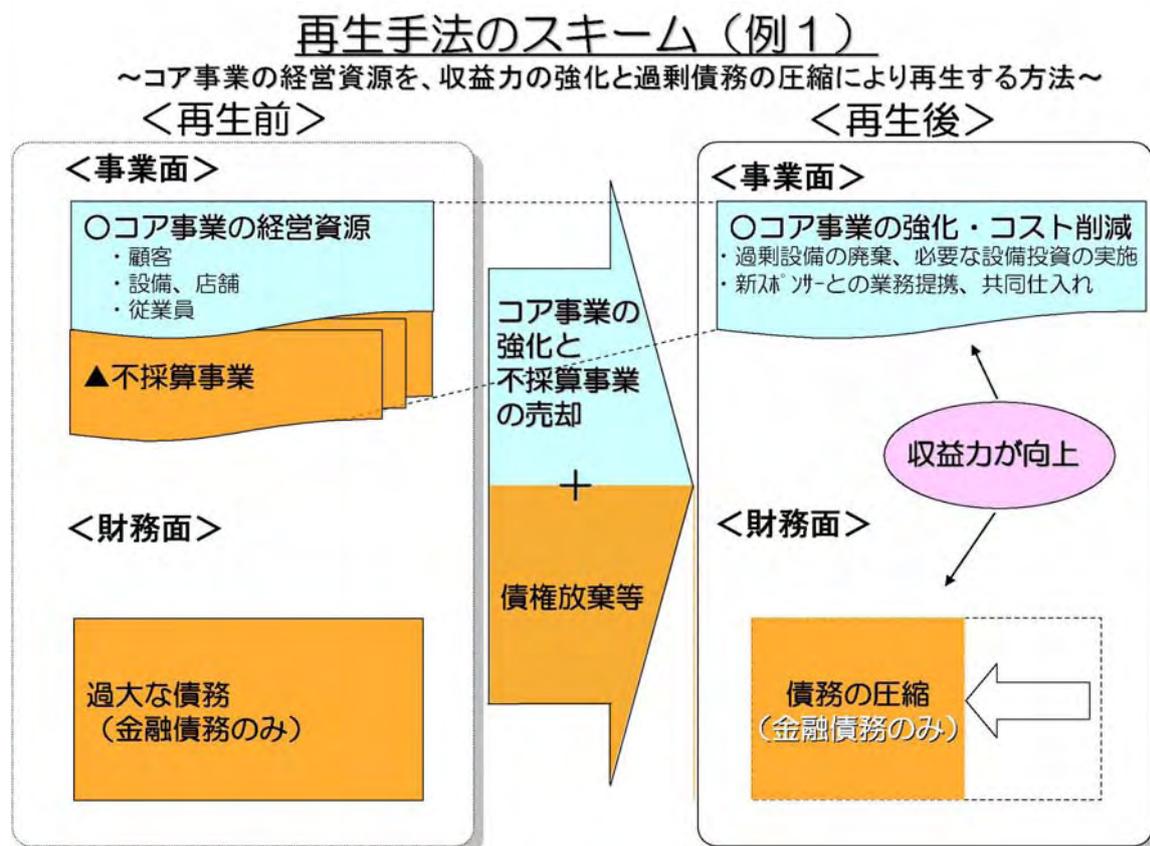
このほか、機構が関与して策定された事業再生計画により債務免除が行われた事業者については、税制上の優遇⁴が受けられるほか、機構の支援が決定した事業者の事業再生計画の内容が、金融庁の監督指針に規定する「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」と認められる場合には、上記の計画に基づく貸出金は不良債権である「貸出条件緩和債権」に該当しなくなり、対象事業者の債務者区分は「要管理・要注意先」には該当しなくなる。

(2) 機構による再生手法の例

機構による再生手法は、以下の主要な例が想定される。

【例1】コア事業は黒字だが、不採算ノンコア事業を抱えて、苦境に陥っている場合

- 不採算事業の売却により過剰債務の圧縮を図るとともに、コスト削減等経営改善によりコア事業の収益力向上を図ることにより再生

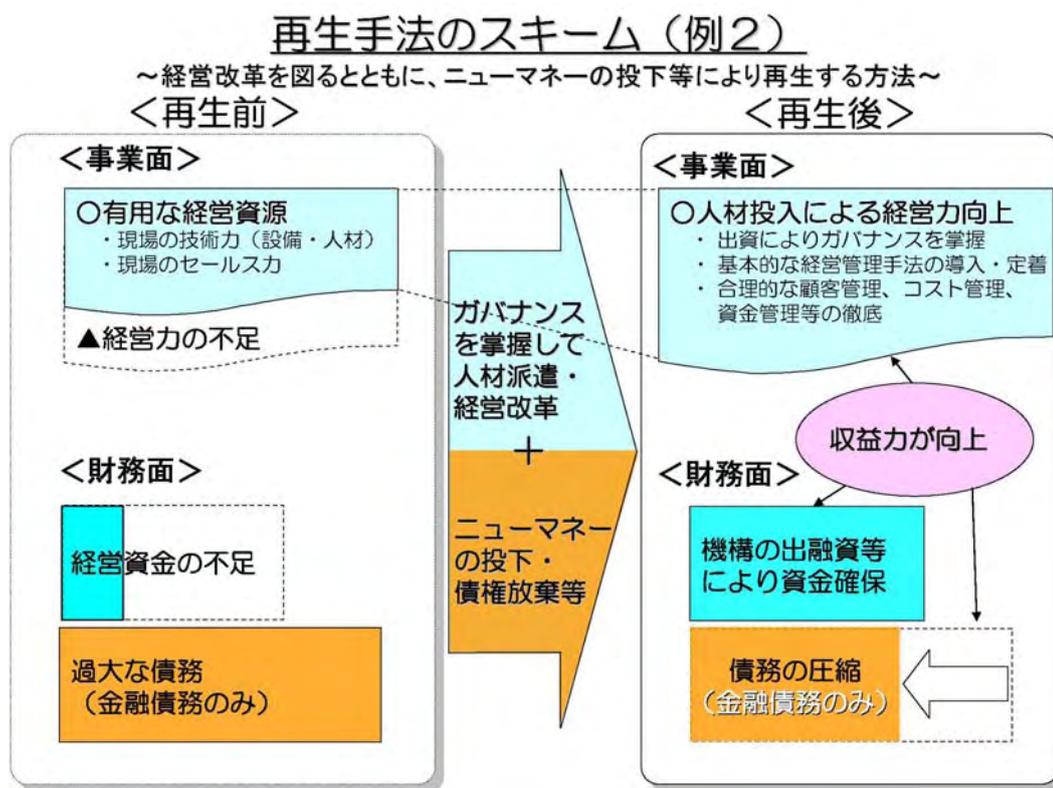


⁴税制上の優遇

- ・機構が関与して策定された事業再生計画により債務免除が行われた事業者については、資産の評価損の損金算入や期限切れ欠損金の優先利用などの優遇が受けられる。
- ・事業再生計画により金融機関等が債権放棄等を行った場合には、当該債権放棄による損失は損金算入される。
- ・機構の支援対象となる事業者の代表者等が、事業者が抱える債務の個人保証を行っており、その債務を保証するために個人所有の事業用資産を譲渡し、その譲渡代金相当額の求償権を放棄した場合には、当該放棄金額が代表者等の課税対象所得から除かれる。

【例2】金融経済環境の急激かつ大幅な悪化を背景に、一定の技術力、営業力を有しているにも関わらず、コア事業が赤字となるなど、苦境に陥っている場合

→ 経営改善により収益力向上を図り、その過程で必要になるニューマネー(出融資)を出すことにより再生



5 おわりに

機構は、その多様な機能を活用することによって、地域経済において有用な経営資源を有する事業者の事業再生を果たし、地域経済活性化の先駆的な事業再生事例を創り出していくことが求められている。それは同時に、金融機関の不良債権処理を促し、将来的な不良債権の発生を抑制することにもつながると考えられる。

事業再生の分野では、既にいくつかの制度や手続が存在し、それぞれが重要な役割を有している。大企業向けの事業再生の分野については、政策投資銀行による危機対応融資、改正産活法による出資などの施策がある。また、中小企業分野についても、中小企業再生支援協議会による再生支援をはじめとする施策が重要な役割を果たしてきている。さらに、債務者主導の私的整理を民間の手続実施者が調整する事業再生ADRも、本年春以降本格的に活動を開始しているところである。機構は、こうした他の事業再生機関との積極的な連携等を図りながら、我が国の事業再生市場を強化・拡大させる「触媒」としての役割を果たすことが期待される。

機構には、事業再生を通じて、我が国経済の活性化に不可欠な経営人材等の確保を図り、地域にこうした人材を還流させる機能を果たすことも期待されている。

我が国経済は、引き続き厳しい状況が続いており、コア事業自体が赤字に見舞われている企業が多くみられるほか、金融環境の面でも、金融機関による信用リスクの高い企業への支援には限界が指摘される。こうした状況において、企業の再生を支援するに当たり、機構の経営改善機能や財務面での投融資機能が発揮できる場合が少なくないと考えられる。

（文中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。）

（かたぎり・かずゆき）